特定疾病名

B             								
B								
B								
日 ————————————————————————————————————								
2								
まで								
]								
日								
В								
В								
<u> </u>								
日								
ᇷ								
が(地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉 老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院) と体的に:								

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を日高中部広域連合から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。